

『年報 日本現代史』第二〇号（二〇一五年五月） 抜刷

滕県作戦における日本軍の虐殺記録

——日本軍史料の盲点を突く——

姜
克實



滕県作戦における日本軍の虐殺記録

——日本軍史料の盲点をつく——

はじめに

「滕県防衛戦」は、中国の抗日戦争史（一九三七—一九四五）を飾る名戦闘の一であり、国民党軍隊の抗戦における初の「大捷」とされる「台児庄会戦」の前哨戦に位置する。期間は一九三八年三月一日～一日（滕県城の攻防は一日～一日）、山東省南西部の古城滕県周辺を戦場に、中国の国民党第二二集團軍（孫震総司令、別称四川軍）配下の第四一軍（孫震）、四五軍（陳鼎勳）と、日本軍第十師団瀨谷支隊（歩兵第三三旅団を基幹）との戦いであった。二日間の壮絶な攻防の末、滕県城、臨城が陥落し、戦いは日本軍の一方的勝利で幕を閉じたが、国民党軍の抵抗精神は後に顕彰された。それまで日本軍との正面作戦を避けてきた、地元山東省主席・韓復榘（第三集團軍司令・一八九一—一九三八）の退避とは反対に、遠道から抗日に來た四川軍は草履と小銃の劣勢装備でありながら、精銳師団の侵攻に抵抗し続けた。特に滕県城を守る第一二二師の王銘章（一八九三—一九三八）師長は、最後二〇〇〇余名の

姜 克實

部下を率いて城郭を死守し、落城とともに衆多の將兵と殉国した。抗日戦争における国民の戦意高揚を図るため、国民党軍事委員長蔣介石（一八八七—一九七五）は韓復榘の処刑（一月二四日）とともに王銘章の表彰、追悼（五月九日・武漢²）を通じてその抗戦殉国の精神を大いに宣伝した。後の台兒庄の戦いにおける国民党軍側の初勝利の事実もあり、滕県の戦いもその後、「台兒庄大捷」の一コマに組み込まれ、今は政治宣伝や「愛国主義教育」を通じて、海峡兩岸の中国で広く知られている。

一方、実際の滕県防衛戦は第四一軍の惨敗で終わったので、その戦いに関する確かな記録は殆どない。現在見られる多くの話、物語は、大半生存者の回想であり、「宣伝」の目的に應える英雄談、武勇談が多い。わずかにある中国軍側の「戦闘詳報」も、記録のずさんさと内容の不確実さで利用価値は低い。その上、数十年に亘る政治宣伝にも彩られ、いま書き立てられている「滕県防衛戦」は等身大のそれと大きな開きがある。特に日本軍の兵力構成及び損失に関して、中国側に記録データは皆無に等しく、殆ど当事者の口承にたよる現状であった。

片や日本では、戦後の侵略戦争への反省と平和教育の結果であろうか、滕県や台兒庄の戦いに対する関心がなく、知る人も殆どいないが、貴重な記録史料——戦闘詳報、命令、統計資料、陣中日記など——が無傷のまま多く残されている。殆どは戦闘の間かその直後に記された秘密記録、報告書類で、軍隊の組織編成、作戦命令、行動記録、作戦地図、死傷、消耗統計など、細部まで克明に記されている。これらの戦史資料を活用することによって、上の戦争指導部の作戦意図、指揮方法から、下の戦闘部隊の動き、戦果まで把握でき、立体的に戦闘の詳細過程を復元することができる。こうした日本側の史料研究の展開によって、「滕県防衛戦」だけではなく、「台兒庄会戦」全体像の解明にも期待が高まりつつある。

しかしながら、こうした秘密で価値が高い旧日本軍の記録史料にも、「死角」というべき面があった。日常茶飯事のように行われた軍の残虐行為の記録は皆無だったのである。戦場となった地元では、いまなお当時の、民間人に対

する虐殺、性暴力の記憶が多く伝わっているが、しかし当時の戦闘詳報や、戦後に書かれた聯隊史類の書籍を見ると、慰安婦のことが書かれるにしても、残虐行為の痕跡はつゆほども見られない。地元の民衆の間で八〇年近く言い伝えられた証言は果たして幻の記憶なのか、本論文はそれを問題にしたい。

戦時中の日本軍による残虐行為は、現在、加害、被害側の国家両方によって政治問題化されてきたため、学問的研究が難しい。日中戦争中の、日本軍による南京虐殺事件のように、タブー視と過度の宣伝という国家の立場対立の図式——いわば、歴史認識の対立——の下で、不確実な数字への拘りが極端な「幻」論からの反発を刺激し、国家も政治家も論争に介入しているため、国民間の不毛な感情対立を激成し、科学的な事実検証を困難にしている。

このような局面を切り開くためには、政治宣伝のバイアスを外して冷静を取り戻す必要がある、かつ調査研究の面においても、感情対立の結果を来しかねない責任追求、悲惨描写、数字陳列の方法を避け、科学的方法によって一つでも多く史料、実例を収集して積み重ねていく、根気のいる作業が必要であろう。学問の目的は、歴史事実の記録であり、民族怨恨の種を播くためではない。

本論は、日本の戦史記録と中国の悲惨記憶の両面から、旧日本軍による人道面の犯罪の事実を明らかにする作業である。また、史料の分析を通じて旧日本軍の、欧米人に対する「権益尊重」と中国軍民の虐殺の二面性を対比し、ジュネーブ条約を無視する、軍の体質の問題も問いたい。

一 北沙河事件にみる日本軍の残虐行為

(1) 任世淦調査の価値

まず、本論に多く使われる任世淦資料について紹介しよう。任世淦（一九三六年一月二日生まれ、郷土史家、現在粟莊市市中区花園西小区在住）は、滕県作戦の二年前、県城内黃宅の教師の家に生まれ、四五年間にわたって教師を務めた。一九九七年、滕州市官橋鎮中心中学副校長を定年退職した後、独自で地元の台兒庄、滕県戦闘中における、日本軍による戦争犯罪の事実を調査し始めた。退職金を取り崩して、バス、自転車を乗り継ぎ郷土の戦場を駆けまわり、十数年の間、一五〇〇村を訪れ、聞き取りした経験者、被害者は三〇〇〇人を超える。その間、三〇冊近い調査ノートを書き記し、二〇〇〇枚あまりの写真を撮影した、と本人はいう。また熱意だけではなく、その研究調査の方法にも、学問の試練に耐えうる厳格さがあった。調査の公正を期するため、任は現場取材の場合、必ず日付、相手の氏名、年齢、家族関係、記録の場所などのデータを確認し、聞き取り終了後も、重要な証言について、取材相手の写真を撮り証明の拇印をもらう。これは、行政側も時々おこなう政治目的の統計³⁾より、はるかに厳密なものであった。

また任世淦調査のもう一つの特徴は、旧日本軍の聯隊史など、日本側の記録を解説しながら対照的に行うことにある。原史料の収集、解読能力の面に弱点もあると思うが、ピンポイント的に、効果的に調査を進めることができ、双方の資料による史実の還元でその信頼性も格段と高められた。現場調査を重ねているうち、日本軍の作戦史料及び軍内部の事情にも通じるようになり、台兒庄の戦いに関して、専門家、専門書以上の知恵、見識を示すことが多かつ



図1 旧練兵場の跡に建てられた顕彰碑

筆者撮影

た。今は生涯の大作『一九三八・徐州会戦秘史』の執筆に明け暮れる毎日だ、という。筆者は二〇一四年三月、滕県作戦研究のための現地調査中、任と知り合い、六月の再対面で、任から滕県作戦に関する一部の調査データの提供を受け、また七九歳になる任とともに残酷行為が行われた北沙河村と滕県東関の現場にはいり、二人の当事者（ともに九一歳）に話を聞いた。この論文に使われた虐殺の資料は、筆者ではなく殆ど任の調査データによる。

滕県作戦を担当した瀬谷支隊の二つの歩兵聯隊（松江第六三、岡山第一〇）は、いずれも筆者在任の日本中国地方の郷土聯隊であり、勤めている岡山大学も、かつて瀬谷支隊の本部（第三旅団、旧大学本部の建物）と第一〇聯隊の兵舎の跡地にある。現在の美しいキャンパスとのどかな風景から、とても八〇年近く前の戦争時代の狂気は想像できない。それだからこそ、郷土の若者に対して、先人が犯した罪の事実を教え、歴史に書き留める義務を感じる。それは個人の責任、地元の責任を問うのではなく、戦争の装置だった戦前の日本という国の責任を明らかにし、いまなお郷土の誇りとし、顕彰されつつある「お国に殉じた英霊」（図1）の意味をあらためて考え、反省することにある。

（2）北沙河事件

北沙河事件の調査は、任世滄の代表的仕事の一つである。事件の全容を把握するため、任は一〇回にわたって村に入り、多くの証言を聞き取り、整理を通じて村全体の死者数と被害者の姓名（大人のみ）、家族・親族

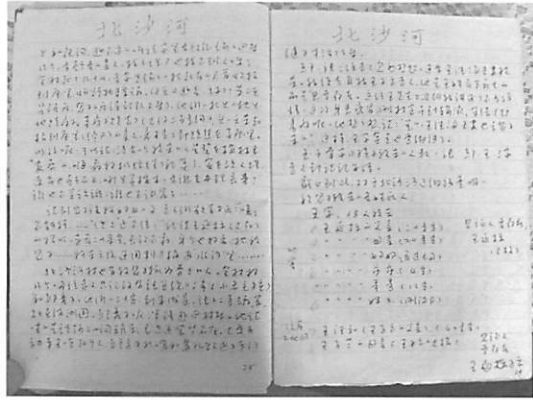


図2 北沙河事件調査ノートの一部

任世滄氏提供

くの村民を殺害した話は、村人によって代々言い伝えられてきた。その真相と被害の具体的様子を明らかにするため、任世滄は二〇〇一年ころから四年の間、前後一〇回に及ぶ聞き取り調査を行った。調査の結果のすべては口述書に記され、第三回の調査だけでノート一四頁分になる(図2)。明らかにになった被害者は合計八三名にのぼり、以下ではまず実名だけ挙げておく。

羅会元 羅時濱 羅会志 羅会勝 羅運全 羅運源 羅会綱 羅斗 羅斗の妻 羅斗の長男 羅斗の娘 羅運生

関係、性別を割り出している。この調査を元に、犠牲者八三人を偲ぶ虐殺記念館(二〇〇五年九月)まで建てられている。地元の村に言い伝えられた記憶なので、被害者は戦鬪行為と無関係の民間人であることは言うまでもない。

以下ではまず北沙河事件の全容を見てみよう。

北沙河村は滕県から北へ八キロのところにある北沙河(雨季以外殆ど水がない)の北岸に位置し、西方一キロ弱の距離に津浦鉄道(天津/浦口、今の京滬線)が南北に走り、昔の滕県、臨城に通ずる官道(街道)は斜めに村を貫く。当時は一六八戸、人口六八〇人あまりの村である。北沙河南岸から県城に至る地域には、滕県防衛の陣地が幾重にも交錯し、北岸に位置する村は、滕県防衛の前哨、敵情を伝える狼煙台の役割を担ったと思われる。

一九三八年滕県防衛戦前日の三月一五日期、日本軍が村に押し入り、多

の妻 羅会喜 羅会忠

常のおばあちゃん 常宝安 常宝安妻 常宝安長男 常宝安次男 常宝安の三男 常宝安の娘 常宝和 常宝和妻 常宝和次男 常宝和長女 常宝和次女 常宝太 常宝太妻 常宝平

王延齡叔母 王延叔の叔父 王党の父 王党の母 王徳和 王延標祖母 王延標の父 王延標の母 王延標の弟

王延標の兄 王延標の妹 王子田祖母 王興河の父 王興河の母 王興河の弟 王興河の妹 王徳柱の妻 王徳

柱の娘 王徳海 王徳海の妻 王子蘭の母 王子蘭の妹

張金元の母 張金元 張益国の祖母 張秀蘭の母 張興倫の長兄 張興倫の三番目の叔父 張興倫の二番目の叔

父 張興倫の父 張興倫の母 張秀喜の四祖父 張秀喜の三祖父 張秀喜の父 張広法 張広具

侯広喜 侯以貴祖母 侯志茂の祖母

胡之啓 胡之啓の妻 胡之啓の長女 胡之啓の三女 胡之伶 胡之斌 胡之才 胡之茂 胡徳位

邱慶友 邱東田 邱培元 邱丁 邱以柱 邱以元⁽⁴⁾

被害者すべては村落の構成員で、戦闘員、軍人ではないことをまず確認しておきたい。また各被害者家族からの聞き取りなので、死者の名前は不明確の箇所があっても(例えば、某の兄)、数と家族関係の記憶に間違いは少ないと思われる。犠牲者のうち、三二名が女性であり、老人、子供が約三分の一を占める。また、羅姓、常姓、王姓、胡姓、張姓など同じ名字が多いことから、家の壕で、一家皆殺しの例が多いと確認できる。殺害の方法に関しても、無抵抗の村民だったためであろう、銃を使わず銃剣、軍刀による「刺殺し」「斬り殺し」の例が多い。村民の話を総合すると、日本軍はまず村民を各壕から誘き出し、応答しなければ壕内で、あるいは出壕してから殺害する。出たものでも働ける男子を道路の補修などに狩り出し、女子に暴行を加え、服従を拒めば老幼も構わず殺害した、という。複

数の生々しい記録から、一家皆殺しの一例だけを示しておく。

(3) 王延標一家の遭難⁽⁵⁾

王延標一九三二生まれ事件当時六才

…当時、私の一家七人は防空壕に身を隠し、お祖母ちゃんは七〇幾つ、父母は三、四十代だったと記憶している。兄十二才、弟四才、妹は生まれたばかりだった。私は六才だった。壕は浅く、王徳和〔親戚と思われる——筆者注〕がいる場所は入り口に近く、まず日本軍に壕から引きずり出された。バーンという発砲音とともに王徳和は倒れた。そのあと一家七人が誘き出され、私は怯えてお祖母ちゃんにすがりついた。お祖母ちゃんは、「命だけは助けて」と土下座して命乞いしたが、聞き入れられず、まず兄が銃剣で刺され、悲鳴を上げ倒れた。悔しさのあまりおばあちゃんは地団駄を踏んで気が狂い、その間、凶暴な日本軍は父と母を相次いで突き殺したあと、お祖母ちゃんを銃で殺し、瘦せた死体を壕前の水溜まりに放り込んだ。水溜りのほとりに生き残ったのは三人の幼児だけになった。日本軍……兄弟三人を摺んで一人ずつ水溜まりに投げ込んだ。これで弟も妹も溺死し、私だけお祖母ちゃんの死体に浮かされた形で、溺死せず生き延びた。日本軍が去ったあと、私は水溜まりから這い上がり、家の中に入った。怖くてたまらず、濡れた綿服を脱ぎ捨て、布団に身をくるみ、寢床の下に隠れた。寢床下の土瓶には母が隠した卵があり、私はこの数個の卵で生き延びた。⁽⁶⁾

二 日本側の史料からみる北沙河

(1) 「界河附近の戦闘」

暴行を働いたのは日本軍のどの部隊か。本題に入る前に、まず虐殺の背景となった「界河附近の戦闘」(中国側が「界河阻撃戦」という)を紹介しよう。

北支方面軍第二軍第一〇師団は、一九三七年二月下旬、韓復榘軍の不抵抗政策の隙に乘じ黄河渡河作戦を成功させ、一気に省都の済南を陥落させた。その後、戦線不拡大の指示で、済寧、鄒県、曲阜一線に進出し守備態勢に入った。大本営の陸軍参謀本部は政治的配慮(戦線不拡大の政府方針)と山東省における日本軍の作戦力の弱さから、第二軍の南下作戦の意図を制止しようとしたが、現地では配下の第一〇師団と第五師団側が山東軍、四川軍の抵抗、騷擾を理由に、積極的に南下作戦を主張した。第五師団も早くも二月下旬から警備地の青島付近から南の沂州の方に兵を進め、第一〇師団の瀬谷支隊も南部山東に進撃するため、三月七日、南方にある敵の主力(第五战区第二二集團軍、孫震司令長官)を撃滅させ「一挙二臨城迄追撃スル」作戦計画を立て、三月一三日、第二軍から認可された。これ⁷⁾で、東部戦線の第五師団坂本支隊(坂本順少将、兵力約一万二〇〇〇名)による沂州方面の南下進撃(二月二〇日)に続き、西部津浦鉄道沿線では、第一〇師団瀬谷支隊(兵力約一万二〇〇〇名)による臨城、台兒庄方面への進撃作戦も開始した。東西の挟み撃ちで一気に四川軍(第二二集團軍)の司令所たる臨城を攻め落とすというのが、作戦(南部山東剿滅作戦≡台兒庄作戦)の目的であった。

瀬谷支隊は配下の兵力を左、中、右三つの縦隊に編成し、左縦隊は第六三聯隊主力、右縦隊は第一〇聯隊、中縦隊

は六三聯隊の一大隊及び支隊本部、砲兵、輜重などで構成し、津浦鉄道及び官道（街道）に沿って南下する作戰命令を下した。進撃開始の時間は三月一日四日扨に設定し、一日目の目標は「朝行動ヲ起シ先ツ界河附近一帯ノ敵ヲ擊破シ滕県附近敵主力ニ対スル攻撃ヲ準備セントス」であつた。⁽⁸⁾ 滕県は、臨城進撃に避けて通れぬ戰略の要衝であつた。

一日四日朝から、右縦隊（第一〇聯隊、赤柴八重蔵大佐）は鄒県南の石塙、両下店駅より、左縦隊（第六三聯隊、福栄真平大佐）は鄒県東南の張家桃園よりそれぞれ南進を始め、東西の両方向から十数キロ先の軍事要地界河鎮を目指した。左縦隊が受けた命令は「主力ヲ以テ鄒県↓香城↓小山陰↓前棗莊道方面ヨリ三十里舖附近ニ向ヒ敵ヲ攻撃スベシ」であつた。⁽⁹⁾

こうして左縦隊六三聯隊の主力約五〇〇〇人は、第三大隊（大村省吾中佐）を先遣隊として官道の東側（左方）の香城、虎山、龍山で抵抗する敵（四五軍一二五師）を駆逐しながら南下し、一八二〇（一八時二〇分、以下同）軍事要地界河鎮を制圧した後、聯隊主力を界河鎮以南二キロの三十里舖、大万家院、皇娘溝、范家莊一線に集結させ、一九〇〇ころ露営の準備に入つた。⁽¹¹⁾

初日の戦闘では、思ったほど手強い敵の大軍に遇わず、左縦隊の戦果は「敵の遺棄死体」七五〇名に對して「友軍死一、負傷一五」という、上々の戦果であつた。⁽¹²⁾ 右、両縦隊とも順調に展開していったが、浮き彫りにされた問題もあつた。敵情報不足、不正確であることが分かつているが、⁽¹³⁾ 具体的な布陣と兵力の配備状況を掴めず、初日に予測した敵の主力も現れなかつた。これまでの敵情報は、殆ど鄒県で密偵や住民の提供によるものであつたが、實際、現地に行つてみると、「その陣地施設の実態は既成概念とは雲泥の開きがあり、情報と實際との甚だしい相違には全く啞然たらしめられた。…密偵或いは現住民から得た情報の信憑度には大いに検証審査が必要であることが、…まざまざと実証された⁽¹⁴⁾」という。

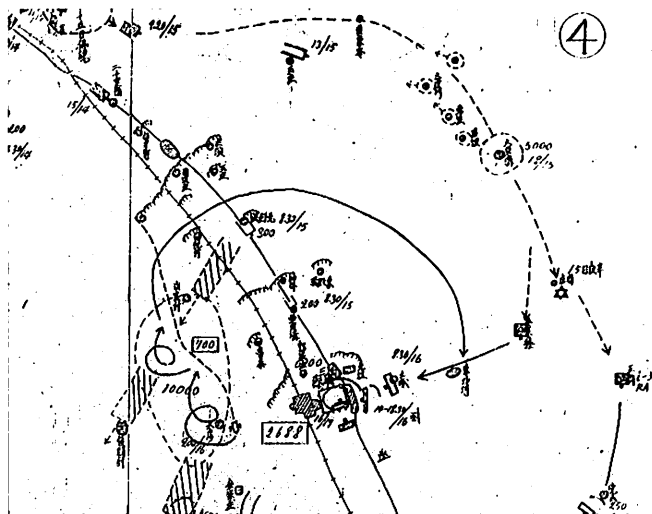


図3 藤県臨城附近瀬谷支隊戦闘経過 砲情第50号、Ref.C11111034700.No974

正確な情報入手することは、次の行動を決める緊要事になり、敵情不明の中、瀬谷支隊長は、官道に沿って南下する正面進撃をやめ、迂回して東方から藤県に接近する作戦方針に転換した。

(2) 偵察命令下される

三月一四日夕方、左縦隊が集結する范家荘、三十里舖一線は、敵の前哨陣地が敷かれている北沙河より約八キロ北に位置し、二一四五、福栄真平聯隊長は、界河北下看舖にある瀬谷支隊長より「可成速ニ砲兵通過ノ目的ヲ以テ界河↓東郭↓王廟(藤県東方二里)道ヲ偵察スベシ」との命令電報を受け、直ちに「附近住民」の言を徴し「東郭ニ至ル間稍々難路ナルモ諸兵ノ通過ヲ許シ三十里舖↓東郭以南地区ハ一般ニ平地ニシテ車両通過ノ為道路良好ナリ」と報告した。⁽¹⁵⁾このルートは、龍山南麓を通過して東へ一五キロの東郭で南に転じ、一二キロ先の王廟を目指す、藤県への迂回路であった(図3)。

福栄聯隊長の報告を受け、瀬谷支隊長は二四〇〇、翌一五日の行動命令を出す、それは、両縦隊とも迂回路を通り、東方から藤県に接近する内容であった。さらに左縦隊に、出発する

前の深夜を利用し、一、北沙河を始め滕県防衛陣地に対する威力偵察と、二、東進迂回路の道路調査の偵察命令を伝えた。⁽¹⁶⁾

命令を受け福榮聯隊長はすぐ偵察の任務を部署し、三〇分後の一五日〇〇三〇、次のような左縦隊命令を下達した(摘録)。

一、左縦隊ハ払曉迄ニ態勢ヲ整理シ本道以東北沙河附近ノ敵情地形及ビ遠ク滕県東方ニ向フ迂回路ヲ偵察シ爾後ノ行動ヲ準備セントス

一、……爾余ノ部隊(迂回路偵察及び警備交代の二中隊を除く——引用者)ヲ以テ崔家庄ニ兵力ヲ集結シ本道以東北沙河附近ノ敵情及地形ヲ偵察シ爾後ノ行動ヲ準備スヘシ

一、12(中隊)ハ午前七時迄ニⅢ(大隊)ノ歩兵一中隊ト現任務ヲ交代シ爾後搜索隊トナリ直ニ出發三十里舖↓東郭↓王廟道ニ前進シ特ニ砲兵通過ノ目的ヲ以テ其景況ヲ偵察スベシ⁽¹⁷⁾

命令を分析すると、聯隊長は偵察の任務を第三大隊に与えたことが分かる。第三大隊には九、一、二の四個中隊があり、迂回路偵察の任務は第一、二中隊に与えられ、第一〇中隊は第一、二中隊と任務交代して、聯隊本部の警備について。そして残りの第九と第一の一の両中隊に、北沙河村への敵情偵察の任務が委された。なお住民の証言も、四川軍の記録にも「戦車」が村外に来たというので、福榮聯隊に配属した第二軍直属の軽装甲車第一〇中隊(一七輛)も威力偵察に加わったことが分かる。

北沙河村の虐殺事件は、つまり一五日朝方六時ころまでの四、五時間の間、「北沙河附近の敵情地形」を偵察する任務中、第六三聯隊第三大隊第九と一一両中隊によって起こされたのである。

(3) 事件場面の還元

戦闘詳報には、これ以上の記録はない。あるのは、任務「完遂」後帰隊の時間と天候の記録だけである。これに補うため、次に任世淦の調査資料などによって、任務遂行の様子を還元してみよう。具体的な記録が少ないので、この部分に筆者の推測が入ることを、先に断っておく。

左縦隊（第六三聯隊）長福栄真平が北沙河方向への威力偵察の命令を下達したのは一四日の〇〇三〇であり、聯隊本部から一キロ離れた三十里舖村にある第三大隊長大村省吾（中佐）が電話口にて命令を受領した。大村はまず東郭方向への道路偵察の任務を聯隊本部の警備を担当した第一二中隊に与え、代わりに第一〇中隊を聯隊本部（范家莊）に差し向け、警備を交代させた。そして、残りの第九（大西弥大尉）、第一一中隊（村上則重中尉）及び軍直独立軽装甲車第一〇中隊に、北沙河方面における威力偵察の命令を下達した。

部隊の集結、戦闘準備に多少時間を要し、一五夜深夜二時頃であろう、歩兵二個中隊、装甲車一個中隊で構成する大規模な偵察部隊（四〇〇人ほどと思われる）を出動させた。大村中佐は自ら指揮をとり、夜道の官道に沿って、障害物を排除しつつ一路南下し、南方七キロ先の北沙河村を目指した。晴れで一三夜の明るい月に照らされ、視界には支障がなかった。北沙河村には敵軍がいるという情報があるため、部隊は軽装甲車を先頭に搜索しながら進み、二時半ころ、まず途中の柳泉村を通過した。ここでの「偵察」行為中、村民の劉老頭、張鳳彦、翟学道の母の三人を殺害し、払暁三時ころ、官道の宿場町である二十里舖に到達した。この村での掃蕩中、さらに村民陳正斌、孫景柱、辛憲田、辛憲瑞の兄、計四人を殺害し、一部の兵士は村の黄家酒店に押し入り、見つけた高粱酒を大量に呑んだと、住民が証言する。

その後、部隊はさらに南下し朝方四時頃、目的地の北沙河村の入り口に辿り着いた。中国側の（第二二集団軍藤県

戦役に関する戦闘詳報》によると、前日（一四）藤原方面から四川軍「一二三師三六四旅二營」及び界河の激戦（午後六時前後と思われる）で敗れた一二七師の敗残兵數百人は「持久抵抗」のため北沙河南岸に陣地配備されていた。⁽¹⁸⁾三六四旅長王志遠の記録でも、一日北沙河に部隊が配置されたことが確認でき、王自身もこの日八時「北沙河に赴き陣地を視察した」と記している。⁽¹⁹⁾

村の入り口で官道は防戦車壕によって切断され、上はさらに雑木が積まれ、軽装甲車の前進は不可能となった。ここで敵の襲撃に備える戦闘姿勢で、展開した部隊は村内に入ったが、敵の影を捕捉するに至らなかった。村には守備部隊一人もいない、空っぽの状態だったのである。ここで大村大隊長は、部隊を分け、軽装甲と歩兵一中隊に北沙河対岸の敵陣地に対する威力偵察を命じたと思われる。村内において、戦闘も軍隊もなかったが、第二二集團軍の戦闘詳報には、南岸の北沙河陣地と西方の鉄道線路あたりに戦闘の記録があった。参考に記しておく。

払暁、敵の機械化部隊二千人余り、迂回して我が北沙河陣地を襲撃し、我が一二三師三六四旅の張宣武団はただちに応戦し、決死隊を組織して鉄道両側に潜伏し、手榴弾で敵の戦車五、六両を破壊した。また多くの道路を切断、破壊し敵の侵攻を阻止した。戦車の掩護を失った敵は戦闘力が急減し、我が機銃の猛射を受け、大量に死傷した。ここの抵抗戦で敵は侵攻をとりやめ、砲撃で対応するのみであった。⁽²⁰⁾

この「戦闘」について、六三聯隊の戦闘詳報は全く触れていない。したがって、敵による大量殺傷や「戦車」の破壊は一方的狂言と思われるが、河南岸の陣地に対する威力偵察の際、偵察中隊は、守備する張宣武団（七二七団）の一部と小競り合いを起こし、また軽装甲車の行進が道路の破壊によって阻止されたことは、確かなようである。

一方、村内に入った偵察隊の一部（一中隊弱と思われる）は、北沙河村で村民を集め、敵情の聴取、道路にある障

害物の撤去、補修に急ごうとするが、どの家も空っぽで、辺り一面、壁に書かれた反日のスローガンが月光に照らされ、兵士たちの敵意を煽った。北沙河村は、四川軍の前線司令部の所在地で、この前日（一四日）、二二集団軍の孫震司令官が臨城から前線視察のため北沙河に立ち寄り、ここで「附近の部隊長、幕僚を招集して作戦方針を指導した」という。⁽²¹⁾ まもなく搜索部隊は村人が潜む数箇所の地下壕を見つけ、銃と手榴弾に怯えて震える村民を外に狩り出し、広場に集めた。壕から出ようとしないもの、夜色に乗じて逃げようとするものは容赦なく殺害された。集められた村民は男子が障害物の撤去、道路の補修に狩り出され、女子には性暴力などが加えられた（証言による）。村内の滞留時間は一時間あまりしかなかったが、この間、女性、子供を含む八三人の村人が犠牲になった。偵察「任務」は朝方六時ころで「完了」し、大村大隊長は部隊を集め、来た官道を逆戻りして聯隊本部のある范家荘に引き上げた。

部隊には通訳らしい通訳が付いておらず、意思疎通できない苛立ち（村民の証言）、隠れて逃げまわる村民の不協力を、辺り一面の反日のスローガン、敵前の村落という警戒認識、道路の破壊そして兵士の多量の飲酒のいずれもが、村民の大量殺戮の理由と考えられる。

偵察隊は、七時過ぎ聯隊本部に帰還し、結果を福榮聯隊長に報告した。現地で二時間ほど休憩、待命のあと、〇九二〇出発した。行進の道は、第一二中隊が先遣した東への迂回路で、北沙河を通る南への官道ではなかった。敵前の村で騒ぎを起こし、大部隊がまもなくやってくる錯覚を四川軍に与える意図があったかも知れない。

戦闘詳報の記録によると、三月一五日の天候は「晴、日出午前六時二十二分、月齡十三日」⁽²²⁾。なお、事件前日（一四日）⁽²³⁾の戦闘において、第三大隊の兵員数は一一八一（一四）（カッコ内は非戦闘員）名で、死者一名、負傷一四名であった。

(4) 行進部隊の爪跡——一五日、一八日

一箇所の村で多数の死者を出した北沙河村の例は極端であるが、この種の行為は決して偶然ではないことは、任世滄による追跡調査で分かる。瀬谷支隊の両主力聯隊は、行進中通過の村々に、例外なく民間人殺戮の記録を残しているからである。以下は、藤県作戦の三月一四日から一八日の五日間、第一〇聯隊、第六三聯隊が作戦、行進の方向の村々に残した爪跡の記録である。任の資料は、すべて村落名、被害者実名及び被害状況付きの記録であるが、紙幅の関係で、実名を省き、また、村ごとではなく、一つ上の行政単位である「鎮」ごとにまとめた。

界河鎮（六三聯隊の作戦地域）…界河街史克增（銃殺）を始め、九村計一〇七人（先述した北沙河村の八三人を含む）

龍陽、龍山村…耿繼堂（撲殺）を始め計三人

東郭鎮…大塢溝村秦傳祥（斬首）を始め五村計二二人

東沙河鎮…江樓村耿樓（銃殺）を始め二〇村計五二人

藤県東関…賈玉芳一家一二人を始め計八八人

藤県城内、城郊…翟宝（刺殺）を始め計九八人

南沙河鎮…馮村朱錫彦（銃殺）を始め一〇村計一八人

官橋鎮…渠村渠開溪（刺殺）を始め九村計二九人

柴胡店…官路口村劉滋友（刺殺）を始め四村計一一人

臨城県…西倉村張開運（銃殺）を始め一七村計六一人

沙溝鎮…沙溝村楊士宏（刺殺）を始め計五人

他二九人

以上合計殺害五一三（内女一一二）人⁽²⁴⁾

このうち、界河、龍陽あたりは、三月一四日の六三聯隊、一〇聯隊の戦場、経過地であり、東郭鎮一円は、一五日両聯隊が前後して通過した東への迂回路沿いに位置し、四川軍との戦闘があつた。東沙河鎮の村々は、一六日払暁第一〇聯隊の威力偵察の地域にあり、⁽²⁵⁾藤県の東関、城郊は一六―一八日第一〇聯隊の戦場地であつた。そして、県南の南沙河鎮は一六日における六三聯隊の主戦場で、官橋鎮、柴胡店、沙溝鎮はいずれも藤県から臨城への道路沿線にある村で、一七日から一八日、両聯隊が前後して通つた道であつた。

殺害の方法も、「銃殺、斬首、撲殺」と、人ごと⁽²⁵⁾に記録されているが、特徴として「刺殺」が圧倒的に多いことである（半分以上）。丸腰の民間人を殺害するときの特徴ではなからうか。婦女子より男子が多く殺されたのは、戦闘行為の中、敵の便衣隊、スパイの疑いをかけられ処刑されたケースもあつたためと思われる。

四 藤県作戦における民間人の被害

(一) 戦闘詳報の疑問点

北沙河村事件を起こした第六三聯隊に対して、歩兵第一〇聯隊は、藤県の攻城部隊で、藤県の惨事を引き起こした部隊であつた。瀬谷支隊の右縦隊として赤柴聯隊長に指揮され三月一四日、鄒県南西唐村から出発し、石埡鎮を経て、第三、第一大隊が分かれて南下した。途中敵を排除しつつ「正子」（深夜〇時）、界河西八キロの池頭集に聯隊の主力を集結させた。そして休まず深夜界河の方向に進み、一五日払暁四時、界河西方三キロの東曹村に進出した。⁽²⁶⁾

五日午前、界河南の房嶺に集結した後、一時左縦隊の行進路線に沿って東迂回路に入り、東郭（滕県北東一〇キロ）を目指した。この時受けた支隊命令は「正午出発鉄道線東方地区ヲ迂回シ翌十六日東方ヨリ滕県ヲ攻撃スルコト」であつた。⁽²⁷⁾ なお、一四日からの一日目の戦闘において、右縦隊の第一〇聯隊（第二大隊欠）の兵員数は二五五三名で、死者三名、傷一〇名であつた。⁽²⁸⁾

六三聯隊の後塵を拝して東郭に到達したのは二〇時五〇分、東郭鎮の「大呉溝」〔大郎溝〕に至り、瀬谷支隊の作戦命令第一一号を受け、また赤作第八号を下達し、「諸隊ヲ開進ノ配置ニ就カシ」めた。⁽²⁹⁾ 東郭鎮より、第一〇聯隊は南の王廟に向かう六三聯隊の行進ルートから離れ、南西に折り返し、周莊、姜家樓〔江樓村〕、万莊、小公〔宮〕山一凹で夜を明かし、西方東沙河鎮の方向に威力偵察を展開しながら、滕県東部に接近し、一六日朝、城東に部隊を展開して攻城の態勢を整えた。⁽³⁰⁾ 東沙河鎮の各村における「威力偵察」において、小宮山村の楊際発の伯父（撲殺）、唐村の唐子階（銃殺）以下、二〇村合計五二人の民間人が殺害されたと、任世淦資料が記録している。⁽³¹⁾

二日間にわたる滕県攻防の詳細については改めて論じるが、⁽³²⁾ 結果を簡単に紹介すると、攻城は一六日午前から始まり、一七日の深夜落城させ、一八日の正午掃蕩、戦場整理が終了した。戦いにおいて、赤柴聯隊は歩兵二個大隊を中心に計二五八九名の戦闘員を指揮し、守備軍三〇〇〇、高さ一五メートルの城壁に守られた滕県城を攻め落とし、守備軍の大半を死滅させた。これに対し第一〇聯隊側の損失は死者一六名、負傷者合わせて一四六名のみで聯隊史を飾る歴史的な大勝利で幕を閉じた。実は、この今に至るまで顕彰され続ける輝かしい勝利の裏には、血なまぐさい敗残兵、負傷兵、民間人殺戮の一面が隠されていた。

以下では、日本軍側の記録史料の分析を、中国側の任世淦調査資料と突き合わせてその実態を探ってみよう。

通説では、滕県城の守軍数は王銘章部隊を中心に三〇〇〇人とされ、殆どは降伏せず「殉国」した、という。第一〇師団の情報記録も、概ねこの数字である。例えば三月一九日作成した『磯情』六九号では、「昨十八日迄ニ調査判

明セル敵ノ遺棄死体」は「参謀二、営長一其他二六八八」となっており、捕虜は「团长代理一 少佐参謀一 其他十
五」であった。戦利品中の武器は「チェック〔軽機関銃〕八、小銃五六九、自動小銃三〇、マキシムMG〔重機関
銃〕九、重迫撃砲三」となっている。⁽³⁵⁾

一方、第一〇聯隊の「戦闘詳報第十一号附表」には、鹵獲小銃三八九、自動小銃三四、水冷式機関銃一〇、モーゼ
ル拳銃八、迫撃砲三、チェック一、捕虜二三と記録され、⁽³⁶⁾「敵二与ヘシ損害ハ遺棄死体ノミニシテモ其数三千百ヲ算
スルニ至リ」と。⁽³⁷⁾

当時攻城に参加せず、西門外の迎撃を命じられた第二大隊の戦誌も記す。「城内の死体約三〇〇〇体で、こんな戦
は始めてである。Ⅱ〔大〕隊正面五〇〇体あった。：城内付近には敵屍累々、我が砲撃にて火災あり、死体の焼けた
悪臭鼻向けもならず、城壁に上って見れば、城内の家々はすべて屋根に砲弾で大穴があき、完全な家は一軒もない」。⁽³⁸⁾

「遺棄死体」数については「磯情」の二六八八に対し第一〇聯隊戦闘詳報の三二〇〇は、多少の違いはあるが、「磯
情」六九号が作成した三月一九日の日付を考えれば、その後完成した戦闘詳報の方がより正確であろう。

問題は三一〇〇の遺棄死体の数ではない。死者に対する捕虜（二三人）の少なさ、負傷者記録の皆無、及び鹵獲し
た銃器（計四四五点）との大差にある。ここから三つの虐殺の痕跡が見える。

一、「遺棄死体」には民間人の被害者は含まれていないか。

二、死者より多いはずの負傷者はどのように「処分」されたか。

三、捕虜を捕らえる、保護する気（命令）はあったか、である。

もし、戦闘における四川軍側の死者数が正確に把握できれば、問題解決の道筋が開けるが、あいにく、四川軍の作
戦記録はいたってずさんで信頼度は低い。戦後の口伝情報も錯綜していて誰もがその正体を掴めない。研究書《中国
抗日戦争正面戦場作戦記》に、日本軍攻城の時点における城内の守軍数は、「歩兵連十一、迫撃砲連一の約二〇〇〇

人余、その他、師、旅本部所属の特務連四約五〇〇名、地元武装の約五〇〇名、合計約三〇〇〇余名」と記している。⁽³⁹⁾これが真実で、城外に逃れた一二〇〇名⁽⁴⁰⁾を差し引くと、「遺棄死体」は二〇〇〇前後であろう。

一方、一二二師（藤県守備軍王銘章部）の戦闘詳報では、死者一一一名、不明者四七六名合計五八七名と記録しており、一二四師の戦闘詳報では、死者、不明者は六九四名である。⁽⁴¹⁾一二四師は一六日以降城内に退避するまで、城外の界河あたりで戦っていた部隊で、その損失数も城外の戦闘と合わせた数である。もしその半数を城内での死者とすれば、藤県防衛戦の軍人死者の合計は一〇〇〇名を超えない（九三四名）。

ほかに第二二集団軍（四一、四五軍管轄）司令官孫震が作成した戦闘詳報では、藤県周辺の戦闘において、集団軍四個師全体の戦死者は「三〇〇〇余」（負傷四〇〇〇）という数字もあるが、⁽⁴²⁾戦闘地域が広いため、藤県戦闘における特定はできない。

以上から正確な数字は把握できないが、各史料を総合して判断すれば、藤県戦闘における守備軍の死者はおおよそ一五〇〇から二〇〇〇人程度、と考えられる。

対して日本軍の戦場整理の記録では、藤県戦闘だけの「遺棄死体」は三一〇〇であり、臨城まで、五日間の戦闘全体の「遺棄死体」数は、八六二〇となる。⁽⁴³⁾この統計は、味方の死傷統計のような丁寧さはないが、戦場整理で実際数を数えた結果で、大差はないと思われる。

すなわち、藤県の場合、「遺棄死体」三一〇〇から軍人の死亡、不明者数（一五〇〇〜二〇〇〇）を差し引くと、少なくとも一〇〇〇以上の「遺棄死体」の正体が掴めない、ということになる。巻き添えになったり、虐殺されたりした民間人が数多く含まれることは間違いない。

戦闘員の「遺棄死体」にも問題が残る。両手を上げ、命乞いした投降兵はなかったか。負傷して抵抗をやめた将兵は含まれていないか。負傷兵を介護する衛生兵、野戦病院の関係者はなかったか。常識では、死者より負傷者、降伏

者の数の方が多いはずだが、第一〇聯隊の戦闘詳報には「遺棄死体」以外の記録はない。

以下は、藤県戦闘の場面ではないが、同じ第一〇聯隊第二大隊の兵士の戦後の証言である。

一線で捕虜になるのはむづかしい。お互が命を張ってむきあっているからだ。しかし捕えられても、一線部隊の捕虜は決して良い待遇を与えられない。これは洋の東西を問わず同じらしい。消耗のはげしい一線部隊では、一兵といえども捕虜の為にさきたくない。後方が求めた捕虜以外は、情報を待っていようといまいと、たいていその場で処分される。特に日本軍には「生きて虜囚の辱を受けず」の言葉が生きている。敵に対しても、捕虜は生きる値なしと見ているのか、兵士に対して、此の言葉を反芻するためか、殆んど斬首・刺殺の待遇を受ける。不安と諂いの表情を浮べる彼等の歩む道は、常に憐れなものである。⁽⁴⁴⁾

筆者の推測に過ぎないが、落城後の掃蕩中、日本軍は、一、民間人を含めて生存者をすべて敵として屠る。二、負傷兵も投降の意思を示す将兵も容赦なく射殺する。三、将校や、情報提供に利用するなど、有用の者以外捕虜を捕らえない、という戦法をとったのではないか。藤県の例からも、南京の虐殺を彷彿とさせる。

以下では、任世淦の調査を戦闘詳報の記録と付き合わせて、「遺棄死体」の意味をもう一度考えてみよう。

任の資料によると、一七日東関の陥落後、外城での掃蕩において、避難する家族、店番をする店員、老若男女に構わず、大量の民間人が殺害され、強姦、輪姦、一家皆殺しの例が多く見られる、という。

落城後の「掃蕩」、「戦場整理」は敗残兵、負傷兵、生きるものすべてに「とどめを刺す」ことを意味した。当時、日本軍に協力し、県長（知事）まで一年間務めた張某の話によると、落城の当日、教会に避難した彼は、ほかの

三二名の「紅卍字会」⁽⁴⁵⁾の関係者とともに「日本軍に協力して街中様子を調査した。到るところに死体が散乱し、生きたものは一人もなかった。屋号の大きい商店ほど、中の死者がおおい。多くは店主の命により店番をした下男、店員のようにあり、殆ど銃剣による殺害であった」と。⁽⁴⁶⁾一方、第一〇聯隊の戦闘詳報に「藤原城内外二於テ殆ド殲滅セラレタル敵ハ伏屍墨墨トシテ横ハリ之カ死体ノ始末ニ付テハ幸イ城内ニ設ケラレタル紅卍字会ニ依リ比較的敏速ニ処置セラレタリ」とあり、「伏屍墨墨」の事実を認めるものの「殆ど殲滅せられたる敵」だ、としている。⁽⁴⁷⁾

軍人か民間人か、まず任世塗資料にある、藤原東関における掃蕩中の一例を見よう。これは、三月一七日藤原東関が陥落した後、賈玉芳一家（大家族）一二人が日本軍によって惨殺された記録である。

(2) 賈玉芳一家の記録

賈玉芳は一九二四年生まれ、現在、藤州市城関鎮安樂街に居住している。二〇一四年六月八月の現地調査で筆者は幸い賈さんとお会いできたが、以下の記録は、二〇〇一年四月一〇日、任世塗の聞き取りによる内容である（図4）。



図4 賈玉芳、91歳
(筆者撮影)

私の家は城の東関の春秋閣に近い霍家坑沿にあり、父は仕立屋で店を持っていた。父母のほか、兄弟姉妹五人。私は長女である時は十四歳だった。ほかに十、七、五歳の三人の弟がおり、末の妹は三歳未満だった。

一家は母方の実家と同居し、外祖父は編み物業を営み、趙編箆と呼ばれた。また銀元という幼名の叔父がおり、母親の実家は家族十人の構成だった。日本軍が藤原に侵攻した際、一家は逃げ遅れて激しい砲火の中、家で身を寄せあっていた。……砲声がやみ、日本兵は東関を制圧し、しらみつぶしに各家に押し入り検問した。まず東隣の任家、魏家が襲われ、

男は殺され母と娘は強姦された。魏家の娘は悲鳴を上げ、半死状態で家の庭に逃げこんできたが、見つかりまた連れて行かれた。家に押し入った日本軍はまず母の実家の一家全員を東の間で殺し、年寄りも子供も死に際の叫び声はすさまじかった。

日本兵は母方一家を惨殺してから我が家に押し入り、一四歳の私は奥の寝台の下に身を隠し、妻わらの東で顔を隠した。日本兵一人が入ってきた、革靴を履いた足が見えた。…鉢合わせになった父はまず一撃され、バタンと倒れた。日本兵が斧を下げていたのをはつきりと見た。倒れた父は足を曲げ、苦しそうに息を数回荒らげ、動かなくなった。三歳の妹はドアの後ろに隠れようとしたが、引つ張られ顔を斧で叩かれ父のそばに倒れた。…あつという間に二人の弟も惨殺された。今度は、日本兵は腰をかがめ寝台の下を覗きこんだ。私は息を殺して怯えていた。さいわい見つからず、その日本兵は血に染まった斧を下げて別の家に入った。恐怖のあまり尿を漏らし綿入れのズボンはびしょ濡れだった。⁽⁴⁸⁾

賈玉芳家に押し入った日本兵は一人のようであり、使われたのは大工の斧か、ハンマーのような道具で、鋭い刃はなかった。これは、戸破りに使いやすく、人撲殺に血が飛び散らない、と任世淦は言う。事件当時、壕に身を隠し難を逃れた賈の母親はその後、命拾いした賈さんとその末の弟を連れてドイツ天主教会に避難したが、数日も経たないうち、五歳の弟も恐懼と病気で息を引き取った。

こうして賈家の二家族、一七人の家で、母方実家一〇人と賈玉芳家四人合わせて一四人が殺害されたのである。

なお、任世淦資料の記録では、賈玉芳の父は賈榮という名前で、母方実家の被害者の親族関係は賈玉芳の外祖父（編み物業）、外祖母、叔母五人（いずれも未婚、十代と思われる）、叔父（幼名銀元）など、であった。叔父銀元の幼名だけを覚えていたのは、遊び相手だったためであろう。

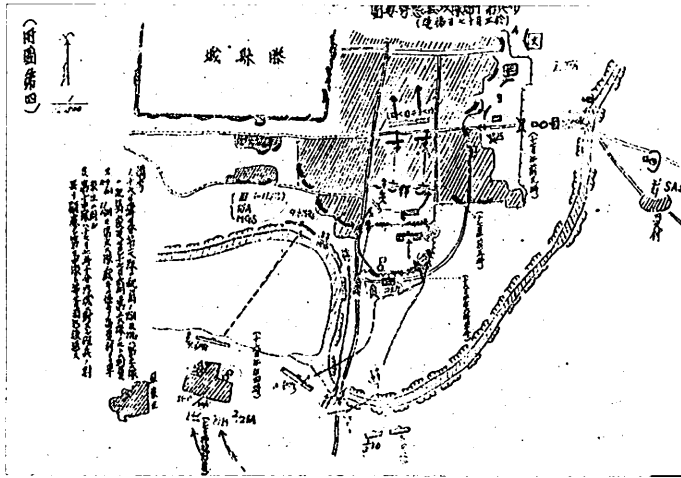


図5 歩兵第十聯隊攻撃態勢要因

Ref.C1111170400.No1553

(3) 第一〇聯隊の東関における戦闘記録

藤原城は約一キロ四方の四角い城郭があり、城壁の東側は住宅密集地が付き出した一重の土壁（外郭）に守られ、この外郭の部分は「東関」と呼ばれた。内城は高さ一五メートルの城壁と深さ八メートルの水濠に守られていた（図5）。

第一〇聯隊の攻撃は、一六日昼ころ、野砲兵による突破口作りから始まり、一四時過ぎ第一大隊第三中隊は破壊した外郭東門の一角を占領した。「爾後極力日没迄ニ戦果拡張ニカメシモ敵ノ抵抗頗ル執拗ニシテ著シク進展セス第一大隊ハ更ニ夜ニ入ルモ攻撃ヲ続行シ諸種ノ手段ヲ竭シテ力行セリ」しが、外城（東関）の制圧に至らなかつた。⁽⁴⁹⁾ 第三大隊も一八時四〇分、南から外郭南門より突入したが、激しい市街戦が繰り広げられ、掃蕩は夜通し行われても進展がなく、翌朝ようやく突入した両大隊の一部が東関内で連絡がとれたという苦戦ぶりである。⁽⁵⁰⁾

この日、第一〇聯隊は予想外の頑強な抵抗を受け、戦闘詳報にこう記された。

十六日朝来勉メテ城内ノ破壊ヲ避ケ藤原占領ノ目的ヲ達成セ

ント努力セシモ敵ノ抵抗意外ニ頑強ニシテ加フルニ市街戦ノ特質ハ益々戦闘ヲ膠着セシメ戦況ノ進展予期ノ如クナラス延テハ敵ヲシテ益々抵抗意識ヲ助長セシムルニ過ギザルコトヲ痛感シ今後ノ戦闘指導ハ断乎トシテ深く決スル所アリ仮令藤県城ヲ灰燼ニ帰セシムルコトアルモ已ム得ザルヘク⁽⁵⁾。

消耗の大きい市街戦に苦しめられ、「藤県城を灰燼に帰す報復意識に燃えていることが窺われる。翌三月一七日、増加された重砲兵により、午前一〇時内城の突破口が完成されたが、東関の掃蕩は完了していないため、突破口への接近すらできなかった。焦りだした赤柴聯隊長は戦闘指導のため午前一時五〇分、苦戦する第一大隊の現場に到着し、速射砲の後ろで戦闘指導を行ったが、逆に狙い撃ちされ一三時過ぎに負傷した。

敵は銃眼を利用して道路を縦射し、或は側射し、或は手榴弾を投擲して、我が前進を妨げること前日と同じく、大、中隊長は掃蕩に苦心を重ねていた。即ち、配属工兵の爆薬によつて土壁を破壊し、大隊砲、速射砲の進路を拓き、一門ずつ敵の至近距離に進めて射撃させ、道路縦射のため敵が家屋内壁に設けている銃眼をぶつ潰そうとした。……敵の抵抗は依然頑強で、午前十時に至つても城外の掃蕩は未だ完了せず、寧ろ敵は逐次城壁外に増加し、その抵抗益々執拗となつた。⁽⁵²⁾

このように、城外東関での市街戦で攻城部隊は強い抵抗を受け、戦果拡張は捗らなかつた。

上記買玉芳家族の惨殺は、つまり一七日外城（東関）の市街戦の間に起こつた事件と考えられる。壁の銃眼を利用した道路封鎖、手榴弾の攻撃で、掃蕩部隊は道路に出られず、爆薬で土壁を破壊しながら、一軒、一軒の家を占領し、進路を開拓していった。四川軍の執拗なる抵抗に対する報復心、戦況がうまくいかない苛立ち、戦友をなくした

悲しみ、狙撃、逆襲に対する恐怖は、残虐行為の度合いを助長したと思われる。外城（東関）における掃蕩が完了したのは、一七日午後二時であり、この間、任世塗資料にある名前の分かる民間人の被害者だけで、九一人に上る。主として掃蕩を担当した、赤柴聯隊の第三中隊、第九中隊による犯行であろう。ちなみに、人口流動の激しい藤県の街における聞き取り調査は、決して北沙河のような田舎の村ほど容易ではなく、したがって任によつて確認された九一人の実例は、被害者全体の中のごくわずかの部分と思われる。

五 第三国の利権擁護

一般住民、負傷將兵、投降者に対する容赦ない殺害とは反対に、日本軍には、しつかり教育され、固く守られた紀律もあり、それは、英米など第三国の利権に対する不侵害と生命、財産の保護である。

藤県にはドイツの天主教会（城内）とアメリカのプロテスタント長老派教会（城外）の二箇所があり、激戦の中、攻城担当の第一〇聯隊はそれに損害を与えないように砲撃、射撃において最大の注意をはらい、戦闘後も慰問、釈明などを通じて、欧米人に対する至れり尽くせりの心遣いを見せた。その様子は戦闘詳報にも記録されている。

戦闘実行部隊トシテ諸外国ノ權益ヲ擁護スルコトニ就テハ最善ノ努力ヲ払フコト無論ナルモ之カ為戦闘行動ノ掣肘ヲ受クルコト尠ナカラス……藤県城内ニハ独逸人教会アリ北門外ニ米国人教会アリテ各自国ノ国旗ヲ掲揚シアリ後刻判明セシ処ナルモ其家屋内ニハ多数ノ支那人信者ヲ収容シアリタリ聯隊ハ藤県城ノ攻撃ニ方リ之カ危害ヲ加ヘサル如ク最善ノ努力ヲ傾注シ砲撃並攻撃運動ニ就テモ細心ノ注意ヲ払ヒタリ。⁽⁵³⁾

こうして、「上司ヨリ特ニ注意セラレアル外国權益保護」の指示、命令の下で、前線の部隊は「努メテ該地域ニ損害ヲ波及セザランコトニ努力スル」が故に、「活発ナル行動ヲ減殺スル」まで、影響を戦場に及ぼした。⁽⁵¹⁾
 また、戦闘運営のためどうしても避けられない教会の一部の損害に対して善後策に努め、和解、謝罪に努力したのである。

以下は、第一〇聯隊長の「軍司令官、師団長旅団長ニ対スル藤県独逸基督教会ニ関スル報告」である。

三月十八日藤県城内掃蕩直後岡崎少尉ヲシテ城内南門附近ノ独逸天主教会及ヒ場外北郊ノ亜米利加長老教会ノ被害ヲ視察セシメタル処独逸教会ハ礼拝堂ノ壁、宣教師住宅物置料理場ノ屋根等ニ砲弾痕アリ独逸人宣教師二名ハ健在シアリ米国教会ハ宣教師住宅ノ窓ガラス約百枚破損セルノミニテ他ニハ殆ント被害ナク：依テ直チニ兩教会保護ノ処置ヲ講スルト共ニ日本軍ノ真意ヲ説キ非ハ飽クマテ支那側ニアルコトヲ述ヘ之ヲ反復シテ諄々説明シタル処多少ノ曲折ヲ経タルモ数次会见ノ結果別紙ノ如キ「ステートメント」ヲ發表シ日本軍力兩教会ヲ擁護スル為凡ユル努力ヲ尽シタルコトヲ認メ……

三月二十日独逸教会ニ家屋修理資金トシテ金千円寄付シ……亜米利加教会ニハ見舞金トシテ金百円提供セシモ損害軽微ナルヲ理由トシテ辞退セリ 二十一日両教会ノ避難民ニ押収ノ小麦各五〇俵（時価約五〇〇円）寄付シタルニ深く我好意ヲ謝シ二十一日午後両教会ノ宣教師聯隊本部ニ来リ小職ニ敬意ヲ表シタリ……⁽⁵⁵⁾ スクシテ何レモ円満ニ解決シ日独日米国交上ニ将来何等禍根ヲ残ササルモノト思料ス。

民間人、負傷兵、捕虜への残酷な行為とは裏腹に、欧米人に対する丁寧、慎重、親切な対応ぶりが対照的である。これは事前の軍中央部からの教育、指導があり、また事後報告の義務も課せられたためであろう。また教会に「寄

付」した金、小麦も、民間の店から「押収」した「戦利品」であろう。

六 ジュネーブ条約と軍の体質問題

以上のような戦争における日本軍の残虐行為の多発は、今の中国では、長年の宣伝、教育の影響もあろう、「日本人の民族性」、「武士道」精神に因るとする誤解が多い。対して筆者は、旧日本軍の体質にその根本の原因があると考へる。

それは、戦いにおいて捕虜になることは軍人の恥とする教育の結果であり、またそれに起因する、軍上層部のジュネーブ条約など国際法規の軽視であろう。ジュネーブ条約とは、戦時国際法としての傷病者及び捕虜の待遇改善のための国際条約であり、赤十字条約とも呼ぶ。日中戦争前一九二九年の改定で、「傷病者ノ状態改善ニ関スル第三回赤十字条約」と、「俘虜ノ待遇ニ関スル条約」の二条約になったが、軍の反対で、日本政府は後者を批准しなかった。

自らが捕虜にならないのであれば（軍隊教育）、相手の捕虜の扱いの意味も理解できず、この場合、もし厳しい捕虜政策や教育、行政命令がなければ、第一線の部隊は捕虜の殺害、虐待の方に走るのがむしろ自然である⁽⁵⁶⁾。まして戦闘行為であれば、捕虜の増加と管理は物資の補給、任務遂行の面に支障を来すことは、言うまでもない。この現象は特に日本軍による少人数対多人数、しかも圧倒的戦いが続く日中戦争の初期において、なおさら現実問題である。

日中戦争前の一九三五年、日本政府がジュネーブ条約中の「俘虜ノ待遇ニ関スル条約」を批准しなかったのは、軍部（海軍）の反対によるものであり、理由はおもに以下の三点であった。

一、帝国軍人ノ觀念ヨリスレバ俘虜タルコトハ予期セザルニ反シ外国軍人ノ觀念ニ於テハ必シモ然ラズ從テ本条約ハ形式ハ相互的ナルモ實質上ハ我方ノミ義務ヲ負フ片務的ノモノナリ

二、俘虜ニ関スル優遇ノ保証ヲ与フルコトナルヲ以テ例ヘバ敵軍將士ガ其ノ目的達成後俘虜タルコトヲ期シテ空襲ヲ企圖スル場合ニハ航空機ノ行動半径倍大シ帝國トシテ被空襲ノ危険益大トナル等我海軍ノ作戰上不利ヲ招クニ至ル虞アリ

三、第八十六条ノ規定ニ依リ第三国代表方立会人ナク俘虜ト会談シ得ル点ハ軍事上支障アリ⁽⁵⁷⁾

いわば、一、日本軍は捕虜にならない觀念で教育されたので、相手の俘虜を捕らえるのは「片務的」になる。二、作戰に不利をもたらす。三、軍事機密漏洩のおそれがある、という理屈であつた。

俘虜の取り扱いに關して、日露戦争や、第一次世界大戦中の日本軍によるロシア人（松山收容所、一九〇四〜一九〇五）、ドイツ人（板東俘虜收容所（徳島）、一九一七〜一九二〇）捕虜優遇の美談が残されるほど、初期においてかなりの注意が払われていた。日本ははやくも一八八六年にジュネーブ条約に加入し、一九〇六年に改定された「傷病者の状態改善に關する第二回赤十字条約」にも再加盟し、一九〇八（明治四一）年、「陸訓第十号」で陸軍大臣寺内正毅の名義で頒布し、「皇國の品位」を守るため、「今より後も条約の規定せる条項を厳に守らざるべからず」と、条約文の「熟読恪守スベシ」義務を、在郷軍人會も含め軍の全体に通達した。⁽⁵⁸⁾しかし、この姿勢は大規模な侵略戦争が始まった一九三〇年代にはいつてから変化が見られた。一九二九年のジュネーブ協定の改正に対して受け入れは消極的となり、結局一九三五年三月七日、中の「戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル条約」（赤十字条約）を批准したが、⁽⁵⁹⁾「俘虜ノ待遇ニ関スル条約」（全九七条）は前述の理由で批准に至らなかつた。⁽⁶⁰⁾

この捕虜政策軽視の体制は、すでに批准した「戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル条約」（赤十字条

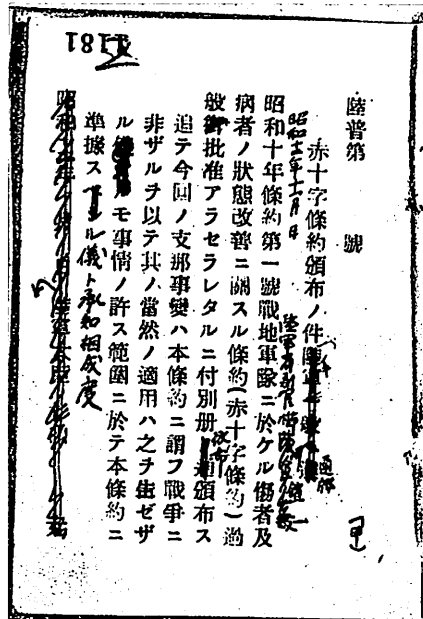


図6 赤十字条約頒布ノ件陸軍一般へ通牒

Ref.C1001535900.Na1181

約)の取り扱いにも悪影響を及ぼしたことは言うまでもない。

日中戦争(支那事変)に突入してから、二年前に批准頒布した「戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル条約」(中には捕虜に関する条項も含まれている)の履行は現実問題となり、同条約の取り扱いに関して、一九三七(昭和一二)年一月九日「赤十字条約頒布ノ件陸軍一般へ通牒」(陸軍省第六七六〇号)という文書が作成された。陸軍省副官 榊淵一の名による陸軍一般への通牒で、一九三五

関する、軍関係者一般への周知のための書類であった。

冒頭の文書は「昭和十年条約第一号戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル条約(赤十字条約) 過般批准アラセラレタルニ付別冊依命頒布ス」で、つづいて「追テ今回ノ支那事變ハ本條約ニ謂フ戰爭ニ非ザルヲ以テ其ノ当然ノ適用ハ之ヲ生ゼザルモ事情ノ許ス範圍ニ於テ本條約ニ準據スル儀ト承知相成度」と解釈した(傍点は引用者より)。

戦争に突入してから、日本軍は已むを得ずジュネーブ条約に参加した事実を周知させることになるが、「支那事変」は戦争ではないので、守る義務が生じないことを、周知の前提としていた。この文面から、日中戦争における日本軍指導部の体質が窺える。実はこの通知と、防衛庁の史料にあるこの文書作成段階の原稿(ゲラ)と対比すると、さら

にいくつかの改悪の痕跡も確認できる。原案（稿）では、陸軍大臣杉山元の名義で発布する通牒であり、審議の段階で、「大臣」の表記が削られ、陸軍「副官」による「依命頒布」に格下げられた。また内容にも、条約を「準拠スベシ」とある原文を、「準拠スル儀ト承知相成度」（準拠することと承知願いたい）と、義務の表現は削り取られた（図6）。陸軍首脳部にとって、ジュネーブ条約の規定は、戦争ではない「支那事変」において守る義務を生じない、「事情の許す範囲」内の参考に過ぎなかつたのである。戦場における日本軍の犯罪の常習は、このような軍体質の土壌で培われたと考えられる。

藤県の戦いでは、一体、民間人、負傷兵何人が殺害されたか、南京事件と同じように、確かな証拠が得られない限り、その数字を明らかにすることは不可能である。本論を通じて筆者が証明したいのは、藤県は決して書き立てられたような勝利の記憶、英雄の史詩だけではなく、「壮烈殉国」「誓死不作俘虏」の英雄談の陰には、南京事件と同じような残酷の図式が、ここにも事実として存在したことである。戦後はすでに七〇年の月日が経ち、当事者の殆どがこの世にいない現在、後世の我々が受け継いでいくべき戦争の記憶は、もはや感情面の怨恨、憎しみではない。不確かな数字や、惨たらしい場面を書き立てるより、旧日本軍の体質面から、こうした虐殺の構造を、確実な、具体的な事例を通じて明らかにすることが、もっとも重要ではなからうか。

注

- (1) 現在藤州市、商周以来の古国、春秋战国時代滕州「三国五邑」（滕、薛、小邾）の一、古称「滕小国」（滕小国也同於齐楚）「孟子」、墨子の故郷。
- (2) 蔣介石は三月三〇日第五戦区司令長官李宗仁への電報に「師長王銘章、任務を完遂して殉国、其英雄なる事績、永遠に記念すべし。此に恤金一万二千元、特別下付、合わせ国家による顕彰と上將の軍階を追贈す。……其事績履歴を史籍

に記録し以て英雄を悼み、忠勇を奨励す。中正（蔣介石）、三十日」と表彰し（山東省政協文史資料委員會編〈悲壯之役・記一九三八年滕県抗日保衛戦〉山東人民出版社、濟南：一九九二年、一七八頁）、五月九日武漢で大規模な追悼会を催し、大いにその英雄事績を宣伝した（〈新華日報〉一九三八年五月九日）。

(3) ある政治運動に際して、愛国主義教育のために行った統計。指示を受けて行政側が行い、数字、残虐さの追究が特徴。

(4) 「北沙河村殉難郷胞名録」（任世淦資料「血色的記憶」私家版、五七一―八頁）。

(5) 王延標一家の遭難について、一九八四年八月三〇日藤正文による聞き取り調査のデータもある。人名、殺害の方法、場面の記載に違いが見られるが、場所、被害者の数と家族関係は一致する。この聞き取りの中、親戚の王徳香の反抗は報復のきっかけとなったと記している（「北沙河惨案」前掲〈悲壯之役・記一九三八年滕県抗日保衛戦〉一六七頁）。

(6) 「家族は皆殺され、私だけ生き延びた」二〇〇〇年四月任世淦による調査（任世淦資料「血色的記憶」五六頁）。

(7) 「戦闘前に於ける彼我形勢の概要」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C1111252300。歩兵第六十三聯隊 台児庄攻略戦闘詳報（防衛省防衛研究所）No652（以下はJACAR（アジア歴史資料センター）Ref. 番号、Noと省略。なお番号はすべて資料の通し番号である）。

(8) 「瀬支作命第四号」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C1111252300.No674。

(9) JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C1111252300.No675。

(10) 《第二十二集團軍関于滕県戦闘詳報》によると、相手は四川軍四五軍一二五師の主力である（前掲〈悲壯之役・記一九三八年滕県抗日保衛戦〉八頁、一〇頁）。

(11) 「香城、三十里舖附近の攻撃」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C1111252400.No697。

(12) 「香城、三十里舖附近の攻撃」JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C1111252400.No704。の地図を参照。

(13) 北沙河の敵情について、第一〇聯隊詳報「滕県附近敵情要図於三月十日」（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C1111169900.No1410。）及び「磯情五五号」（北沙河附近敵陣地偵察要図）（JACAR（アジア歴史資料センター）Ref.C11111034500.No885。）を参照。この情報によると、滕県守備する敵兵力数は七―八万と推定され、北沙河はその最

- 前線に位置し、河南岸には陣地が数キロに亘って縦横に展開していた。地元の密偵による誇大の情報と思われる。
- (14) 「歩兵第六十三聯隊史」同刊行委員会、一九七四年、三四七頁。
- (15) 「香城、三十里舖附近の攻撃」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C11111252400.No.699.
- (16) 「藤縣南方地区二向フ機動及南沙河附近ノ攻撃」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C11111252500.No.711.
- (17) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C11111252500.No.712-713.
- (18) 《第二十二集団軍関于藤県戦闘詳報》、前掲《悲壯之役・記一九三八年藤県抗日保衛戦》一一頁。なお、この戦闘詳報の記述は非常にずさんで、誇張があり、敵軍兵力三万、野砲百余、ないはずの戦車、飛行機の記録、敵に与えた二〇〇〇名死傷数など、今までの「藤県防衛戦」の神話を作った資料でもある。参考程度にしか使えないことを先に示しておく。
- (19) 《第一二師関于藤県戦役の戦闘詳報》、前掲《悲壯之役・記一九三八年藤県抗日保衛戦》二二頁。
- (20) 《第二十二集団軍関于藤県戦闘詳報》一二頁。なお、《第一二師関于藤県戦役の戦闘詳報》にも同じ記述がある(前掲《悲壯之役・記一九三八年藤県抗日保衛戦》二二頁)。
- (21) 前掲《悲壯之役・記一九三八年藤県抗日保衛戦》四九頁。
- (22) 「藤縣南方地区二向フ機動及南沙河附近ノ攻撃」『歩兵第六三聯隊 台兒庄攻略戦闘詳報』JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C11111252500.No.716-7.
- (23) 「香城、三十里舖附近ノ攻撃」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C11111252400.No.705.
- (24) 任世淦資料「郷胞祭・藤県卷」、被害者リストを参照。
- (25) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C11111170200.No.1452-1454.
- (26) 「界河西方地区戦闘詳報」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C11111169900.No.1429-1430.
- (27) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C11111169900.No.1436.
- (28) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. C11111169900.No.1444.
- (29) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C11111170200.No.1451.

- (30) 「歩兵第十聯隊開進配置要図」を参照。JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C1111170400.No1551.
- (31) 任世淦資料「郷胞祭・滕県巻」、被害者リストより。
- (32) 姜克實「日本軍の史料から見る滕県作戦の実記録」『文化共生学研究』岡山大学大学院社会文化科学研究科、二〇一五年三月。
- (33) 「戦闘詳報第十一号附表」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C1111170700.No1584.
- (34) 今日の岡山市総合グラウンドの東側に、第一〇聯隊の功績を顕彰するための、当時の聯隊長赤柴八重蔵の筆による「靈顕彰碑」(昭和四二年建)が立っており、碑文には「…濟南、滕県の要衝を攻陥し、台児莊附近の大激戦を経て…」の文字が刻まれていた。
- (35) 「第十師団情報記録」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C11111034600.No855-6
- (36) 「戦闘詳報第十一号附表」JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C1111170700.No1586.
- (37) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C1111170200.No1499.
- (38) この「戦誌」は第一級史料ではなく、戦後「当時の隊長、将校、下士官、兵の従軍手帳並びに個人の記憶を追跡した資料」なので、参考に挙げておいた(「白い星」央巧友の会、一九七三年、非売品、一六五頁)。
- (39) 「滕県地区的戦闘」郭汝魂、黄玉章《中国抗日戦争正面戰場作戰記》江蘇人民出版社、南京、二〇〇二年、三二四頁。
- (40) 前掲姜克實「日本軍の史料から見る滕県作戦の実記録」参照。
- (41) 前掲《悲壯之役・記一九三八年滕県抗日保衛戦》二六頁、三五頁。
- (42) 前掲《悲壯之役・記一九三八年滕県抗日保衛戦》一八頁。
- (43) 「滕縣臨城附近瀨谷支隊戦闘経過要図」(第十師団情報記録、磯情第七十三号、JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C11111034700)。「戦場遺棄死体」は一四〇〜一八日の間の数である。内訳は、界河の戦闘一四〇〇名、滕縣南沙河附近の戦闘四六四〇名(含滕縣攻城戦三二〇〇名)、南沙河臨城間の追撃戦闘二五八〇名。
- (44) 「捕らえられた敵兵」「白い星」央巧友の会、一九七三年、非売品、三〇八頁。
- (45) 本部を濟南におく民間の宗教組織で、慈善、社会事業を中心に活動。

- (46) 羅広海「藤県淪陥の片断回憶」前掲《悲壮之役・記一九三八年藤県抗日保衛戦》一六三頁。
- (47) J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref.C11111170200.No.1489.
- (48) 「日本兵は斧で我が家十四人を惨殺した」(任世塗資料「血色的記憶」一一九頁)。
- (49) 「歩兵第十聯隊戦闘詳報第十一号」J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref.C11111170200.No.1488.
- (50) J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref.C11111170200.No.1470.
- (51) J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref.C11111170200.No.1472.
- (52) 「歩兵第十聯隊史」同刊行会、一九七四年、五一―六頁。
- (53) 「歩兵第十聯隊戦闘詳報第十一号」J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref.C11111170200.No.1500-1501.
- (54) J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref.C11111170200.No.1472.
- (55) J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref.C11111170600.No.1573,1574.
- (56) 日露戦争、第一次世界大戦中、日本軍によるロシア、ドイツ人捕虜の優遇には、捕虜の数の少なさを、「文明国」に対する意識面での劣等感の要素も考えられるが、主な理由はやはり、捕虜政策、軍紀教育の結果だと思われる。
- (57) 「俘虜条約二対スル意見」J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref.B04122508600.No.338-339.
- (58) 「赤十字条約(戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル条約) 解釈」J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref.C01001962100.No.2. No.6
- (59) 「御署名原本・昭和十年・条約第一号・戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル「ジュネーヴ」条約」Ref.A 03022010600.
- (60) 立川京一「日本の捕虜取扱いの背景と方針」『戦争史研究国際フォーラム報告書』第六回、防衛省、二〇〇八年三月、七―四頁。
- (61) J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref.C01005048800.No.454.
- (62) 「赤十字条約(戦地軍隊ニ於ケル傷者及病者ノ状態改善ニ関スル条約) 頒布ノ件」J A C A R (アジア歴史資料センター) Ref.C01001535900.No.1181.